



羽の情報便

個人成り(会社から個人事業主へ)



あまり耳にしない「個人成り」についてご存知でしょうか？

法人成りという言葉は、良く耳にすると思いますが、個人成りという言葉もあるのをご存知でしょうか？個人事業者になって、身軽に！楽しく！事業をしたい・・・でもちょっと待って下さい。「今日で会社はおしまい！」とはいきません。それには一定の手続きが必要です。法律は個人事業者を「法人事業者の簡略版」と位置付けしているわけではありません。まれに「個人成り＝法人の債務免除」とお考えの社長さんがおられます。そんなに甘くないことを肝に銘じて下さい。個人成りする方法としては、法人を消滅させてしまう「解散・清算」、機能を停止させてしまう「休眠」の二通りがあります。今回は、「解散・清算」について見て行きましょう。

1. 解散とは

会社を設立したときに法務局で「設立の登記」を行ったかと思いますが、同じように会社を消滅させるときにも登記が必要です。まずは、「解散の登記」を行い以後は営業活動を停止し、会社の資産を換金し、負債がある場合は返済するという「清算作業」を行わなければなりません。そして、財産が残った場合はそれを株主に分配してはじめて「清算終了の登記」を行えば会社が消滅します。これを行うには登記費用がかかります。しかし、完全に消滅させたい場合にはこの方法しかありません。

2. 清算までの手続き

解散した会社は営業活動を行うことはできず、清算に向けての活動しかできません。清算手続中の会社は「清算人」が管理運営します。通常、清算人には営業活動をしていたときの代表取締役が就任します。なお、解散した時点で事業そのものは個人へ移転させておく必要があります。

3. 事業用資産の売却方法

個人成りの場合、会社から個人(会社の役員)へ全ての事業用資産を売却する必要があります。備品、機械、車両等を通常の時価で個人へ売却し代金相当を会社に支払わなければなりません。その後、事業用資産を個人事業用に活用します。

4. 財産が残った場合

会社のオーナーである株主に分配します。なお、残余財産が資本金を上回る場合は、清算所得として法人税・住民税が課税されます。清算所得はいまだ課税されていない含み益(今まで稼いだ利益)だからです。

5. 税金の滞納や借金がある場合

税金その他の租税公課については、税務署等の役所、借入金については金融機関にご相談下さい。会社を消滅させるから「棒引き」というわけにはいきません。交渉は相当難航するでしょう。負債の返済が不可能な場合は法的手段(破産、民事再生等)に移行するしかありません。なお、これにも費用(主に弁護士費用)がかかります。

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ！(<http://www.mag2.com/>) ■melma！(<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

ヨーロッパ観光旅行中にホテルに泥棒が入り、現金(五〇万円相当)と現地で購入したばかりのエルメスのバック(五〇万円相当)とブルガリの時計(二〇万円相当)を盗まれてしまいました。保険はありますか。税法上何か救済は受けられませんか？

現金五〇万円とブルガリの時計については確定申告をすることにより雑損控除を受けられますがエルメスのバックについては救済されません。所得税法では災害盗難又は横領によって、資産について損害を受けた場合には、一定の金額を雑損控除として所得控除を受けることができます。雑損控除の対象となる資産は生活に通常必要な住宅家具衣類などの資産に限定されており別荘や事業用の資産、それに書画、骨とう、貴金属で一組又は一個の価額が三〇万円を超えるものなどは当てはまりません。従ってこの場合エルメスのバックは三〇万円を超えるため雑損控除の対象となりません。ただし、盗難の場合の雑損控除の金額は、(損失額から保険金などで補てんされる金額を引いた金額)から年間合計所得金額×10%を引いた金額で計算するため、保険金などで補てんされる金額や年間の合計所得金額が多いため雑損控除の金額がマイナスとなる場合には所得控除自体の適用はありません。



税金まめ知識 (第38回) 免税・非課税・譜課税の違い

「免税取引」とは

実際には課税取引であるにも関わらず税率が「0%」となる取引です。対象となるのは輸出売上と輸出類似取引(外国の事業者等に対するサービス等)で、これらは国内において消費等をされるものではないため、このような措置が取られています。

「非課税取引」とは

実際には「国内において事業者が対価を得て行う資産の譲渡等」であるにも関わらず、課税の対象とするにはなじまない、または政策的に課税することが適当でないという理由で消費税が課されない取引です。例えば、土地や有価証券、商品券などの譲渡、預貯金や貸付金の利子、社会保険医療等の取引がこれにあたります。

「不課税取引」とは

「国内において事業者が対価を得て行う資産の譲渡等」ではない取引です。例えば、社員への給与支給や慶弔費用、国際電話料金、税金の支払い、交通違反等の罰則金、株式の配当、保険金(対価性のあるものを除く)などはこれにあたります。

この3つの取引は、「消費税が発生しない」という意味においては同じです。しかし、明確に区分しておかないと、消費税の申告時に困るケースが出てきます。消費税の納付額を簡単に式にすると以下のようになります。

$$[\text{受け取った消費税額}] - [\text{支払った消費税額}] = [\text{納付する消費税額}]$$

ここで重要なのが「支払った消費税額」は「受け取った消費税額」に関するものに限るという消費税法の考え方です。つまり、消費税が課されない売上では、「受け取った消費税額」が無いのだから「支払った消費税額」があっても消費税の計算上は考慮されないということです。そして、そのために原則課税の場合は「免税取引」「非課税取引」「不課税取引」は明確に区分する必要があります。

免税取引と非課税取引の違いは、免税取引が「消費税0%が課される取引」であるのに対し、非課税取引は「例外的に消費税が課されない取引」であるという点です。つまり、免税取引(輸出等の売上)は0%といえども消費税が課されるので、その仕入等で「支払った消費税額」は0%の消費税額(0円)から差し引けます。輸出専門業者であれば、原則として支払った消費税額がそのまま還付されるわけです。

8月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日

個人事業税の納付（第1期分）
個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

8月10日（火）

7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



8月31日（火）

6月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例26： **日本料理店**（年間 17.9%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	1,831,848円／年	年間の電気料	1,505,952円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で **325,896円** 10年間で **3,258,960円**

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒーブレイク！

税金クイズ (9)



【問】 所得税の確定申告期限は3月15日ですが、確定申告のことをすっかり忘れていたS子さんは、1日遅れて慌てて税務署に駆けつけました。この場合、S子さんはどのような対応を受けるでしょうか。

- ① 税務署の中に入れてくれない
- ② 入れてくれるが申告書を受け取ってくれない
- ③ 受け取ってくれるが不利な扱いを受ける
- ④ 1日遅れただけのことなので何も不都合はない
- ⑤ 罰として税務署の廊下にバケツを持って立たされる



【正解】 ③

確定申告書を期限内に提出すれば「期限内申告」、期限後であればたった1日でも「期限後申告」という扱いとなり、下記のような不利な扱いを受けることとされています。

- ・65万円の青色申告特別控除の適用を受けられません。(10万円の青色申告控除は大丈夫です)
- ・赤字(正しくは純損失または雑損失)の繰越控除の適用が受けられません。
- ・振替納税(税金を口座引き落としで納める手続)の適用が受けられません。
- ・延納(税金を2回に分割払いする手続)の適用が受けられません。
- ・無申告加算税(納めるべき税金の5%相当額。税務署に指摘されてから申告した場合には15%)がかかります。



今月のコラム

毎日、とても暑い日が続いています。昼間は酷暑でぐったりし、夜になっても熱帯夜で寝苦しい日々が続いています。エコブーム、節約ブームもあって、クールビズが流行ると同時にどこの事務所や商業ビルに入っても昔のような爽快感のある涼しさは感じません。実は、体にはこの温度差が良くないそう。かえって疲れを加速してしまうそうです。冷たい飲み物も胃腸に良くないですし、せんとすやうちわが見直されているのもうなづけます。また、家電量販店では扇風機が売れまくっているそうです。体感温度を下げる工夫も今の時代には生活の知恵になってきています。

先日、都内のある花火大会を観に行きました。やっぱり夏の風物詩で花火は最高のイベントですが、不況もあってか以前のような連続した派手な大きな花火が少ないように思いました。この世界でも火薬の量を減らすなど見えないコスト削減があるのかなと思いましたが。

当社も八月十二日（木）と十三日（金）の二日間、夏季休業をいただきます。よろしくお願いたします。水分と睡眠を十分とってこの暑い夏を乗り切ってくださいませ。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

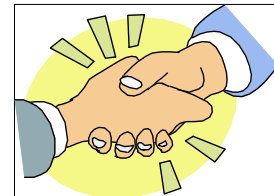
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

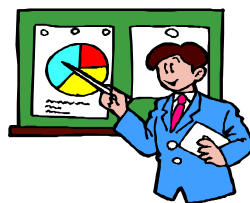
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



猛暑が続きますが
水分をとって健康には十分
注意しましょう。

